

令和5年度 第11回 横浜市環境影響評価審査会 会議録

日 時	令和5年11月2日(木) 午前9時30分～午前11時41分
開催場所	横浜市役所18階 みなと4・5会議室
出席委員	奥委員(会長)、石川委員、片谷委員、酒井委員、田中修三委員、田中伸治委員、藤井委員、藤倉委員、宮澤委員、横田委員
欠席委員	菊本委員(副会長)、稲垣委員、上野委員、田中稲子委員、中西委員
開催形態	公開(傍聴者 7人)
議 題	1 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について
決定事項	

議事

1 議題

(1) 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書について

ア 諮問

イ 環境影響評価準備書手続について事務局が説明した。
質疑、特になし

ウ 環境影響評価準備書の概要について事業者が説明した。

エ 質疑

【奥会長】 御説明ありがとうございました。それでは、ただいま御説明のありました内容に対して、委員の方から御質問や御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中伸治委員、最初に御質問されますか。もう少し後にしますか。

【田中伸治委員】 もう少し後でいいですか。

【奥会長】 はい、分かりました。修正届出書の段階から、駐車場とバスターミナルの区域も絞り込まれて、今回準備書が出されているということですので、また後で田中伸治委員お願いいたします。

では、他の委員の方をお願いしたいと思います。おそらく多岐にわたる論点がありそうですが、いかがでしょうか。

はい、藤井委員、お願いいたします。

【藤井委員】 はい、よろしく申し上げます。(スライド) 68ページのところで、予測結果が出ているのですが、「新たに配慮すべき動植物が、駐車場・バスターミナルの整備区域に定着しないよう適切に管理することから」とあるのですが、その定着しないための適切な管理というものが具体的にどういうものか、イメージされていたら教えていただきたいです。よろしく申し上げます。

【奥会長】 では、御回答お願いいたします。

【事業者】 御質問いただきまして、ありがとうございます。今、(スライド) 68ページを映します。工事の期間中に駐車場・バスターミナル、ここは広い場所ですから、ここに新たな動植物が定着しないように管理するということなのですが、まずはですね、何がここに入ってくるのかというのは、この時点ではまだ明確になってございません。そういう意味では、まずどういったものがそこにあるのかを巡視するというのがあります。中を歩いて管理するですか、工事の事業者の方からの情報を得るですか、そういったことが考えられます。また情報を得るという

意味では、生物多様性に関しては横浜市の土地区画整理事業の中で事後調査が実施されます。その結果を踏まえまして、情報を我々適宜いただきまして、工事中にそういった動植物の確認ができれば、その動植物に適した対応というのを検討していくことを考えているところでございます。

【奥会長】 いかがでしょうか、藤井委員。

【藤井委員】 はい、ありがとうございます。心配しているのは定着しないように何かしら妨害というか、排除とかあるかもしれないのですが、例えば鳥が繁殖を始めてしまった場合にそういうことをすると鳥獣保護管理法にも抵触というか、違反にもなってしまいます。その辺はしっかりと注意をしていただきたいというのがありますので、よろしくをお願いします。

【事業者】 ありがとうございます。気をつけます。

【奥会長】 藤井委員、他はよろしいですか。

【藤井委員】 はい、大丈夫です。

【奥会長】 分かりました。それでは次に横田委員、その後に片谷委員お願いいたします。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。多岐にわたるので、コンパクトにお話したいと思います。まず予測地域と調査時期の関係をもう少し伺いたいのですが、66、67 ページですかね、スライドをお願いします。ここでまず一番下に、本博覧会の実施により間接的影響を受けるおそれがあると認められるという地域を予測対象にされているのですが、間接的影響という表記が正しいのでしょうか。適切なのでしょうか。本来であれば、本博覧会の実施による直接的影響分を予測の対象として、間接的影響というのは、例えばバックグラウンドの土地区画整理事業のその後の影響であるとか、そういったものを指すように思ったのです。それで予測地域の（スライド）67 ページを拝見すると、例えば①③⑤⑥は予測地域自体から外れてしまっているのですが、これは直接的に博覧会が及ぼす影響の範囲に入っていないながら予測地域に入っていないということで、とても違和感を感じるのです。この辺りの考え方をもう少し伺いたしたいなと思いました。

【奥会長】 まず今の点、御回答お願いいたします。

【事業者】 御質問いただきましてありがとうございます。私たちの事業なのですが、横浜市の土地区画整理事業で基盤整備が行われ、その後、公園整備事業の方でインフラ整備、主要な園路などが整備された上で、博覧会に必要な施設が造られるという、そういった構造になっています。その際にですね、横浜市の土地区画整理事業の中で、相沢川に関しては、保全対象種の生息・生育環境が新たに創設されるということがございます。それから和泉川に関しては保全がされ、生物の生息に寄与するような調整池も造られるということです。我々は、そういった一度造成等が行われた後にですね、施設を造るという、我々の影響というのはそういうところございまして、造られている保全対象種の生息環境等に関しては、我々は基本的にはそこは手をつけないと、その周辺で工事を実施し、庭園を造り、仮設の施設を造るというそういった形になります。直接、生物が存在するようなエリアそのものを改変するというものではないというふうに認識しております。そういう意味で、間接的影響

という言葉を使わせていただいております。また、隣接する市民の森等がございます。その隣接する部分でも工事を行うものもありますから、工事やそれから開催して、そこで施設の運営を行っていくということがありますので、その市民の森自体を改変するのではなくて、そういった周辺での活動や工事などの影響についてですね、どういった対象があるのか、影響があつてそれをどう対処していくのかといった視点で予測評価を行っているというふうに認識しているところでございます。

【奥会長】 どうでしょうか、横田委員。

【横田委員】 はい。私の意見ですけれども、それぞれの区域内においては、当然事業を実施される、博覧会としての工事をされるわけですよ。そうでありましたらば、やはりそれを予測区域から外すということがまずおかしいのではないかとということと、生物、生態系は仮に1回ダメージを受けていても、周辺との関連性から移動してくるであるとか、関連性から利用する可能性があるという地域となるはずですよ。区域内に、そういった被影響対象が存在していて、事業を実施する範囲であれば、これはやはり事業の直接的影響としてみなして、きちんと対象に含めるべきではないかなと考えました。それは、このアセスそのものの非常に根本的な考え方に近い部分だと思いますので、よく検討する必要があるのではないかなという印象を受けました。特に、樹林が点在する広大な草地域とかですね、これはもう建物、施設が建つ地域ですよ。こういってところに対して、予測地域から外していいのかというのは非常に疑問を感じた次第です。これをまずは検討をお願いできればと思いますけど、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、どうでしょうか。

【事業者】 私どもの事業なのですけれども、動物の移動があるかもしれないというような御発言もありましたが、土地区画整理事業、それから公園整備事業と私どもの事業というのは連携しまして、間を空けることなく整備を進めていくということですので、先ほどの藤井委員からのお話もありましたけれども、何かそういった動物の移動が見受けられた場合にはそれに対する対処をしっかりとしながら、その地域の整備を行っていくということでございます。土地区画整理事業、それから公園整備事業においても、生物多様性に関わる調査予測評価それから事後調査といったものも実施されますので、そういったものと我々の事業の中で同じことを同じ時期にやるということではなく、3事業がしっかりと連携しながらそのような情報を共有し、対応していくということを考えております。私どもとしてはですね、今お示ししているこういった区域を間接的な影響という言葉を使わせていただいておりますけれども、こういった形で予測評価をやっていきたいと考えております。

【横田委員】 御検討いただければと思います。被影響対象が生じてから影響を予測しますというのも違っていると思います。やはり被影響対象がいなくても、それが成立する可能性があるということも予測の対象ではないかと思ひます。

2点目に移ってよろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いします。

【横田委員】 調査時期とホトケドジョウに関して、もう少しお伺いしたいです。こ

の調査時期、例えば越冬期の鳥とかですね、大径木に関しては新しく追加をされているのではないかと思います。令和3年とかにですね。こういった追加調査をされた対象が不明確だなと思っていまして、先ほど区域内で予測地域の対象から外れている地域にも、例えば大径木があって、そのデータが（図に）落ちているように思うのです。この辺りの整合性がよく読み取りにくくて、大径木であるとか、堀谷戸川のホトケドジョウ、この辺りの点で（図に）落ちているデータはいつのデータになるでしょうか。

【奥会長】 はい、お願いします。

【事業者】 御質問いただきましてありがとうございます。ホトケドジョウに関してですけれども、和泉川のホトケドジョウではなく、堀谷戸川のホトケドジョウに関してという御質問でよろしいでしょうか。

【横田委員】 そうです。

【事業者】 すみません。堀谷戸川のホトケドジョウについて、今すぐ確認させていただきまして、後ほど御回答させていただく形でもよろしいでしょうか。

【横田委員】 はい、結構です。今ホトケドジョウを伺ったのはですね、例えば樹林が点在する草地域、あるいは⑥もそうですけども、堀谷戸川の流域に含まれるかと思えます。下流側にホトケドジョウが生息しているという影響が存在していて、そこに対して事業を実施するという事で、やはりきちんと集水域ですので、影響対象に含めるべき、予測地域に含めるべきではないかなと感じたということです。

3点目に移らせていただきますけれども、植栽地管理について23ページですね、スライドですと。生態系の影響について少しあったかもしれませんが、全国都市緑化フェアで、里山エリア、ゾーラシアの周辺で同じように園芸的なイベントをされていると思うのですけれども、そのときの生態系の影響に関する知見などは収集されているでしょうか。

【奥会長】 はい、どうでしょうか。

【事業者】 御質問いただきましてありがとうございます。全国都市緑化フェアでの知見についてなのですが、すみません、今この場では確認できていない部分もありますので、それは横浜市に確認して連携していきたいというふうに考えております。

【横田委員】 確認していただいて、知見があるのかなのかですね、まず情報があるのか、それからある場合はどのようなモニタリングで、どのような問題点とみなされるような事象が生じているのかというようなことをお伺いしたいなと思いました。

次に移らせていただきますけれども、77ページのスライドを見せていただけますか。はい、ありがとうございます。こちらの水利用で、地下水の揚水は一切行わないということなのですが、例えば調整池に染み出してくる水であるとか、あるいは相沢川沿いの市の保全対象地域も引き込む過程でひょっとするとそういう水が入ってくるかもしれないと思うのですが、そういった染み出してくる地下水のようなものの活用の観点というのは入ってこないのですか。

【奥会長】 はい、どうでしょうか。

【事業者】 御質問いただきましてありがとうございます。調整池から染み出すと

という意味がちょっと私の方で理解できないのですが、例えば水路の暗渠化等を行うと、地下水が寄せられてですね、周辺から水が寄って、管渠やボックスカルバートの周辺に水が集まるというケースはあると我々は認識しています。そういった水のことをおっしゃっているのか、それとも自然型の調整池で自然に湧いてくる湧水のことをおっしゃっているのか、その辺りはどちらのことを答えればよろしいでしょうか。

【横田委員】 前者の方ですね。

【事業者】 前者ですね。水が出てきて、その量をまず確認する必要があります。どのぐらい水が出てくるのかというのは、施工やそれぞれの場所によって異なってきます。たくさん出る場合もございまして、止水がうまくいって水が出てこないというケースもあります。たくさん出てきた場合にはですね、その水質が利用可能なものであれ、生物の生息空間への利用なども考えられるかもしれません。また、その水が多量であった場合には、何か他の利用というのもあると思うのですが、今この環境影響評価はまだ着工前の状況でですね、どのぐらいそういったもの、絞りが出てくるのかといったところまでは判断できませんので、何とも今の段階では申し上げられないというのが現状だと思っています。

【横田委員】 こちらに行わないと書かれていたので、例えばよく環境用水としてポンプアップした地下水を足すようなことが行われていると思うのですが、そういったことは一切行わないということなのか、そうすると乾燥化しやすくなるのではないかと、そういったことを懸念したのです。

【事業者】 御質問ありがとうございます。理解できました。私どものこの表現は、強制的にポンプアップして水を揚水し、それを使って散水するような使い方はしないということを、ここで明記しているところがございます。今、横田委員の方からの御発言のようにですね、予期せず、水の流れというのはなかなか分かりづらいところもありますので、管渠を入れたときの絞りが出るですとか、そういったものについて出てきた場合には何らかの形で対応するということなのですが、中の水のpHであったりだとか、水質によってはなかなか散水等に使えない場合もあるというふうに聞いております。その辺は実際どういうふうになるのか、現場の中でどういうふうになっていくのかというのを確認しながら、利用するのか否かといったところは判断していくことになるかと理解しています。

【横田委員】 はい、承知しました。ありがとうございます。

続きまして、大径木について調査をされて、確認位置も落ちていきますので、この大径木の評価結果であるとか、環境保全措置に関する記述というのはどの辺りを確認すればよろしいでしょうか。

【奥会長】 準備書の該当箇所はどこかということですね。

【横田委員】 はい。

【事業者】 すみません、ちょっと調べてですね、これも保留にさせていただきます。時間を少しいただければと思います。

【横田委員】 承知しました。

【奥会長】 では、後ほど。他はいかがですか。

【横田委員】 最後に景観に対して、スライドですと 139 ページです。圍繞景観の撮影範囲なのですが、場合によっては里山側を向き、場合によって

は農地側を向きというような形で撮られているのですけれども、この辺りの根拠が今一つ不明瞭かなというふうに思いました。どうしてそちら側を向いているのかということも併せてお示しいただきたいのと、その1ページ前でしたでしょうか、評価の指標のようなことを検討されていて、(スライド) 140 ページです。こちらが囲繞景観の指標例ということなのですけれども、可能であれば、この指標でどれを重視したのかであるとか、どれをどのように組み合わせて丸や二重丸や三角が付いているのかということをお示しいただけると客観的かなと思いました。利用性のところで少し気になりましたのは、利用者数、利用のしやすさ、利用の属性の幅という、この場合の利用というのが、いわゆる博覧会においては来場利用者数だろうと、おそらく鑑賞する人のイメージかと思うのですけれども、これがなぜこの囲繞景観の指標になってくるのか少し疑問に思ったところです。本来であれば、自然的な景観とそれに関わる人の活動というようなことで捉えらると思うのですけれども、利用という、博覧会の場合は非常に観光的な利用が中心になってしまいますので、少しインパクトの方が大きいのではないかなというふうに感じた次第です。その辺りの指標とか、指標を基にした評価の考え方を客観的に示していただきたいなと思いました。いかがでしょうか。

【奥会長】 かがですか。

【事業者】 よろしくお願ひします。まず景観の向きについてなのですけれども、基本的には博覧会の会場を見渡せる位置を、私どもとしては選んだつもりです。この全ての位置を地点として見ていくということも難しい中で、我々としてはこの地点をお示しし、この向きでという形で博覧会の全容を見ることができないのではないかとということで、撮影位置と向きを提案というかですね、お示ししたということです。

指標についてなのですけれども、自然との景観、自然との関わりというところは当然重要ですので、自然性のところにその辺は記載させていただいているのですけれども、やはり景観というのは観光的な利用も含めて、利用性というものを評価として御提示するのがよろしいのではないかとということで、私どもの方ではこの利用性については、博覧会の観光的な利用も含めてですけれども、そういったところも評価しているということです。

なお、私どもは土地区画整理事業、それから公園整備事業といった横浜市の事業と密接に連携しているところもございますので、そういう意味では公園整備事業の評価指標と同じものを使って評価をしているという、比較もできるのではないかとということで、この指標を使わせていただいているところでございます。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。各撮影地点で反対側といいますか、360度撮られていましたら、できれば両方を載せていただくのがよろしいのかなと思ひました。地点25は両方撮っていますけれども、地点28は右であったりします。やはり背景にそういった自然環境があるということも景観に含まれると思ひます、囲繞景観の場合はですね。背面にそういった景観があるということです。それを表すには、やはり地点25のように両サイドを対象にして予測していただく方が、より地点の環境を反映した囲繞景観になるのかなと思ひますので、全体が撮られていたら、そ

れも含めていただけるとより客観的かなと思いました。

評価の中に、利用者数が直接入るわけではないと思うのですよね、ここで何人が利用されるかということは予測が難しいです。そうしますと利用のしやすさとか、アクセスのしやすさのような観点を、そこに置いていただいて、あえて数とかですね、属性とかは、こういった観光利用の場合においては特段注目しなくてもいいのではないかと、利用のアクセス性の観点でみてはいかがかなというふうには思いました。いずれにしても、この指標をどう組み合わせる、丸、三角がついているのかはお示しいただければ有り難いと思います。

【事業者】 ありがとうございます。おっしゃることよく分かりました。私どもとしてもですね、データは 360 度ございますので、全体を見るという意味では地点 28 の反対側の部分、今は半分の 180 度を取っていますけれども、もう反対側の方も整理してお見せするという形を取らせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

また併せて、指標としてアクセスのしやすさというようなコメントもございましたので、そういった観点も含めまして、地点 28 でそういった評価を入れた補足資料を次回以降にお見せするという形を取らせていただけないでしょうか。

【横田委員】 はい、ありがとうございます。それで結構です。

【事業者】 ありがとうございます。

【奥会長】 地点 28 だけで大丈夫ですか、横田委員。

【横田委員】 それぞれお持ちなのですよ。地点 28 だけですか。

【事業者】 データとしては 360 度の写真の元データはありますが、フォトモンタージュまでできるかというのは少し検証が必要かと思います。

【横田委員】 そういことですね。例えばですけれども、地点 32 だと東側が結構大事にみえるのですが、地点 32 の東側は地点 28 の西側よりも、より注目すべきかなと思いました。

【事業者】 分かりました。360 度のもので地点 28 と 32 を検討するのですが、地点 32 に関してはですね、以前、修正届出書の時に地点 34 という形で、中からではなくて外側から地点 32 側を見たフォトモンタージュや写真を作っていました、それが資料編の方に入っています。これが地点 34 で西側を向いたところにして、道路上のところから西側を写した写真です（資 1.9-22 ページ）。さらにその次（資 1.9-23 ページ）、樹林は、土地区画整理事業の中で博覧会時には既存樹木は残していただいて、それを活用しながら駐車場整備を行うということで今調整したということなのですが、その樹林の向こう側、駐車場がどうなっているかというのは、イメージではありますけれども、こんな形で駐車場が広がりますといった写真（資 1.9-24 ページ）は、参考として付けさせていただいているところでございます。

【横田委員】 これは眺望景観として撮られた範囲に、この向きが入っているというような理解で正しいでしょうか。

【事業者】 そうですね。眺望景観で地点を増やすようにといった御意見を踏まえてですね、先ほどの東側からの写真を撮ったものがこれでございます。この樹林で公道から見えないので、参考に、少し樹林よりも踏み込んだ形、駐車場のエリアの中に入ったところでの見え方というイメージを、

こちらの方（資 1.9-24 ページ）で参考に付けているところでございます。

【横田委員】 もし外から見た眺望景観が、中から見た圍繞景観と重複するような感じでフォトモンタージュを作られているものが、眺望景観の方でありましたら、それが圍繞景観としても評価可能かというか、イメージできるかということで判断いただければよろしいかと思えます。基本的にかなり良いフォトモンタージュを作っていただいていますので、そこに立ったときに、その向きの景観がイメージできる、それがもし難しいようだという判断であれば、やはり重複していても圍繞景観として捉え直す必要があるかと思うのです。例えば、山並みというのはそういったものに該当していて、眺望では見えるけれども、人間の目線であると見えなくなるというような、おそらくそれに該当するのです。ですので、山並みが見えなくなるというようなことが、その場所で生じ得るのであれば、それはやはり評価に反映していただく必要があるのかなと思えます。

【事業者】 ありがとうございます。こういった資料も一応我々として対応しているとした上でですね、今映っています圍繞景観の地点 28 と地点 32 で写真を 360 度撮っていますから、どういう形でシミュレーションできるかというのを少し整理させていただいて、こんな形までなら整理できましたですか、山並みも含めて西側の方がどういう形なのか、できる範疇で次回以降整理させていただけないでしょうか。

【横田委員】 はい、よろしく願います。

【事業者】 ありがとうございます。すみません、大径木のところを御説明させていただいてもいいでしょうか。後の方がよろしいでしょうか。

【奥会長】 どうしましょう、時間がないのですが。

【横田委員】 願います。場所だけ教えていただければ。

【奥会長】 はい、どうぞ。

【事業者】 すみません。時間がかかるので、画面が用意できたらもう一度説明させていただきます。時間を取らせて申し訳ございません。

【奥会長】 後に回させていただいて、今お三方が手を挙げていらっしゃるの、片谷委員、藤倉委員、その後に田中修三委員でお願いいたします。

【片谷委員】 はい、よろしいですか。

【奥会長】 願います。

【片谷委員】 片谷です。最初は単なるコメントです。スライドでいうと 88 ページですけれども、(二酸化窒素の) 目標の赤い線にぴったりくっついているので、これだけを見るとびっくりするのですけれども、これは工事中で機械がフル稼働しているときの結果のはずですから、やむを得ないものであろうということで、あまり議論する必要はないかなと思っております。

質問したいことは非常に細かいことで、本当はもっと後でも良かったのですが、次回から何回か続けて欠席しそうなので、今日質問させていただきます。スライドではなくて図書（準備書）の 6.7-12 ページ、6.7-13 ページ、6.7-14 ページ辺りに、既存資料調査で、土地区画整理事業で測ったデータが載っているのですけれども、これを見ますと、窒素酸化物の濃度がNOもNO₂もどちらも高いというふうな状況に見えるのですね。そうだとしますと、NO_x分のNO₂を計算する時に多少影響する

可能性があつて、そんなに結果を大きく左右はしないと思っておりますけれども、NO_x、NO₂変換の予測を市内の5年分の常監局（大気汚染常時監視測定局）のデータを使って統計モデルを作つて出したというふうに書かれているので、こういうふうにはNOがかなり高いところだと、この統計モデルの予測結果がずれる可能性があるのでは、そこだけ確認していただきたいという質問兼お願いです。おそらく結果への影響は非常に小さいと思っておりますけれども、念のため確認していただけますかというお願いですが、よろしいでしょうか。

【奥会長】 はい、いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。それでは、プレック研究所の方から回答させていただきます。

【事業者】 今ほど御提案いただきましたNO₂への換算式を使って検討する際に、今回のこのNO_xが高いという現状を踏まえた中でずれが生じるかどうかの確認をさせていただくということで、アドバイスをいただきましたので、それを是非やってみたいというふうに考えます。

【片谷委員】 NO_xではなくて、NOがNO₂に比べて結構高いというのが、要するにそれは発生源が近いということの意味しますので、そうだとするとNO_x、NO₂変換の統計モデルに影響する可能性があるのでは確認していただきたいという意味です。

【事業者】 はい、承知しました。ありがとうございます。確認した結果を次回以降、何らかの形で御提示できればと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【片谷委員】 お願いします。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。では、藤倉委員お願いします。

【藤倉委員】 はい、廃棄物について4点を質問したいと思ひます。4点とも今申し上げますので、まとめてお返事いただければと思ひます。

まず、スライドの概要版でいうと86ページになります。この中に「AIPHの規則等に基づき、今後、サステナビリティ戦略を策定し、取組を推進」とあつて、この文言が全般的にもよく出てくるのですが、AIPHは国際園芸家協会でしょうか、そちらにこの環境保全についてどの程度具体的な文言と申しますか、ルールがあるのかが見当たらないので、まずそれを教えていただきたいのと、サステナビリティ戦略は、いつ、誰がどこで、どのように作るのかということをお教えください。これが1つ目です。

2点目が、廃棄物について発生量の予測、リサイクル率の予測、処理量の予測については行われているのですが、処理については環境保全措置のところ、例えばこの86ページの2番目にあるように「堆肥化を推進」などが出てくるのですが、どこでどのように処理をするのか、その処理が本当に適切なのかという処理のことが何も書かれていないように思われるのです。出てくる廃棄物、例えば事業系ですが、一般廃棄物は全部横浜市の処理施設に持っていこうと考えているのか、それが横浜市の処理施設にある期間、非常に過大な負担とならないのか、あるいは産業廃棄物はどこで、どのように処理しようとしているのかなどが全く分からないので、書いてある所があれば教えていただきたいですし、どういうふうにするおつもりなのかをお教えください。

それから3点目は個別の話ですけれど、(スライド)83ページに工事中の廃棄物のことを記載していただいているのですが、(準備書の)本編も見ましたが、建物について公園施設以外は全て、建築物自体をレンタル・リースするというふうにされていて、本編を見ると、仮設なので普通の建物を壊す場合の30%であるというふうに、一律にざっくりと30%の廃棄物しか出ませんとされているのですが、その根拠ですとか、前例みたいなものがあれば教えてください。

最後に4点目ですが、この概要版の86ページの記載に戻るのですが、開催中の措置の2つ目のところで、「植物残さについては、焼却等処分が必要なものを除き、可能な限り堆肥化を推進」というのが出てきて、この「堆肥化」というワードは温室効果ガスのところなど何箇所かに出てくるのですけれど、どこで何を対象に、どういう堆肥化をするのか。私は、この博覧会の会場内で堆肥化することを大いに期待しているのですが、それが全く記載されていないように思うのです。かつ、植物残さよりもむしろ、実は開催中は食品残さの方がかなり出てきていて、これについても、リサイクルがきつとされるでしょうという表現になっているように思うのですが、食品残さこそはしっかりと、まさに園芸博覧会ですから堆肥化をするなりして、場外に出す廃棄物をなるべく削減し、サステナブルな博覧会にさせていただきたいと思うのです。この堆肥化についての詳細をもう少し教えていただきたいです。以上、4点です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。4点ありましたけれども、今お答えいただけますか。

【事業者】 御質問いただきましてありがとうございます。まずAIPHのサステナビリティ戦略ということなのですけれども、これは国際園芸家協会の方から私ども博覧会を行う事業者に対して、規則として必ずこのサステナビリティ戦略、これはイベントの持続可能性についてということで、廃棄物、生物多様性の保全、それから地球温暖化対策といったものに対して博覧会としての目標を作って、それをしっかり履行し、公表し、AIPHの方にも報告すると、そういった規則が定められているところでございます。私ども博覧会で、今、環境影響評価です、工事に着工する前にやれることについてこういう形でお示ししているのですけれども、それに加えて、例えば廃棄物であれば更なる削減をしていきたいということがありまして、そういった運営の内容まで、今回書ききれてないものについてもAIPHの規則に基づいて戦略を公表しますので、その中で更なる踏み込んだ削減目標みたいなものを作ってお示しすることになっています。数字までは書けないのですが、こういったものをちゃんと作り、それを公表し、AIPHにも報告していくことをここに書かせていただいているところでございます。戦略等についてはですね、時期も決まっていますが、今まさに作成しているところでございまして、近々には公表していければというところで調整を進めてございます。

それから廃棄物の処理についてですけれども、基本的には市内、県内といった近隣のところに、一般廃棄物、それから産業廃棄物も処理施設の方に持ち出して処理していくことを考えているところでございます。

次の質問で、4番目の堆肥化の話にも繋がりますけれども、博覧会の会場の中はスペースが限られていることと、近接するところでも土地

画整理や公園整備事業等も行われているので、会場内で処理するのは極めて難しいというふうに考えています。博覧会はお客様もいらっしゃる、有料で開催するということもありますので、堆肥化するとそれなりに臭気も出ますし、スペースもなかなか取れないということでございますので、市内、県内といったところの処理施設と調整しまして持ち出しをする形で処理をしていこうと考えているところでございます。

それからレンタル・リースの話に戻りますけれども、建物に関しては公園の施設を利用できることはすることに加えまして、レンタル・リースで仮設建築物は賄っていこうと考えています。今、リース会社等にヒアリングしながら、こういった形が一番効率的なのかといったところはこれから詰めていくのですけれども、私どもで算定する際に、建物を運び造りといったところ、組み立てるといったところに関しては、恒久的とレンタル・リースでは建設機械の稼働による温室効果ガスなどの影響は変わらないということなのですけれども、やはり基礎が、現場打ちの基礎でやらないということがかなり大きいところです。現場打ちのコンクリートの基礎を打つ手間と、それを廃棄するといったところ、基礎の部分についてはリサイクル可能なものではあるのですけれども、そういったところを用いず、基礎ごとレンタル・リースで取り外し、設置が可能なものがあると聞いておりますので、そういったものを活用していこうというところでございます。その計算の中での数値という形をとらせていただいているところでございます。

最後に、食品残さの話です。植物残さに関しては処理施設など、横浜市内の処理施設もそうなのですが、そういったところでもできる限り堆肥化していくことなのですけれども、関税の関係でできないものについてはやらないのですが、それ以外のものについてはできるだけ植物は堆肥化していこうというところです。一方で、食品の残さに関してなのですけれども、堆肥化する際に非常に塩分とかですね、そういったものが食品には多く含まれていて、pHなどの調整をしないとなかなか使えないような食品もあるというふうに聞いています。非常に食品残さは難しいところもあるのですけれども、これもできる限り我々としてはリサイクルしていきたいと考えてはいるのですが、今回の推計の中では嘘をつくということにならないよう、過大な評価にならないように、今推計できる数値としてリサイクル率などを用いています。そこはAIPHのサステナビリティ戦略を作って公表する以上はですね、やはりしっかりと目標を作って、例えばごみを持ち込まないですとか、リサイクルに積極的に協力していただけるそういった店舗、事業者に来ていただく、最新の技術を用いるですとか、様々な手法を取り入れながら食品の残さの削減ということは、我々はしっかり取り組んでいきたいと考えているところでございます。以上でございます。

【奥会長】 はい、いかがですか。

【藤倉委員】 まず伺ったのは、AIPHの規則というものに、そもそも環境保全上最低限こういうことをやりなさいということが書いてあるのかいないのか。つまり、サステナビリティ戦略を作れとだけ書いてあるのか、AIPHの規則そのものに廃棄物をなるべく削減するとか、そういうことが書いてあるのか、そこを最初にお伺いをしました。サステナビリティ戦

略については、いつ誰がどこでどのようにお作りになるのかということ
を質問しました。是非次回、資料として提出して、回答していただければ
と思います。

それから処理については、近隣に本当にあるのかないのかということ
も含めてですね、どのように探して、どうやって取り組んでいくのか、
もう少し説明が必要なのではないかと思います。堆肥化できるということ
をどのように担保するのかというところが、必要ではないかと思っ
ています。

先ほどの仮施設については、基礎がないことは（準備書の）本編で
も述べられていて、基礎の部分の廃棄物が計上されていないことは分か
っているのですが、建物が仮設であるため 30%としたと書いてあるの
で、（準備書 6.6-16 ページの）表 6.6-10 にですね、それについてはどう
いう根拠があるのですかということをお尋ねしました。

いずれにしても、サステナビリティ戦略の中ではこういうことを書い
てさらに削減に取り組む予定だというようなことを、平均の数値を持っ
てきて再資源化率を出して発生量を予測されるのはいいですがそこから
どうやって取り組んで減らしていくかとか、そもそも出ないようにする
とかが分かるように、環境保全の措置に、本来は述べていただければと
思っております。以上です。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。

今の御指摘に対して、書面でまた次回以降、しっかり回答をまとめて
御説明いただくということでお願いいたします。

【事業者】 分かりました。ありがとうございます。

【奥会長】 それでは、田中修三委員とその後には田中伸治委員、お二人が手を挙げ
てらっしゃいますが、時間があまりないので、御質問、御指摘を全て出
していただいて、回答はまとめてまた次回以降に事業者の方をお願いす
るという形になるかもしれません。その点を御了承ください。

では、田中修三委員、お願いします。

【田中修三委員】 はい、分かりました。私の方からは、水循環に関して全体的な質問を
一つと、個別の質問を 2、3 したいのですが、全体的な質問はこの場で
回答をいただきたいと思っていますので、よろしくお願いします。

今日のスライド 78 ページに、総合評価に使われた表があるわけですけ
れども、ここに出ている流出量は対象事業実施区域内の流域からの流出
量ということでよろしいでしょうか。

【奥会長】 いかがでしょうか。

【事業者】 ありがとうございます。対象事業実施区域内からの流出量を算定して
おります。

【田中修三委員】 はい、分かりました。流域のトータルで、4つの流域を合わせますと
（流出量の増加率は）1.09 ということで、9%程度の増加で済むという
ことなのですが、やはり流域の場合は個別に見ていく必要があるかと思
います。例えば、堀谷戸川は 1.20 で 2割増しということですね。2割
増しをどう捉えるかは、人によってある程度基準が異なってくると思
いますが、決して少なくないです。これは対象事業実施区域内だけでこの
ような数字ですけれども、例えば堀谷戸川の調査地点よりも上流域でい
くと、どの程度の増加になるかを出していますか。

【事業者】 はい、ありがとうございます。上流域というのは、会場や駐車場として使うエリア外も含めて、最上流からの流域がどうなっていくのかということでしょうか。

【田中修三委員】 調査地点の上流域に対しては、どの程度の影響があるのかということですね。かなり小さくなると思います。対象事業実施区域外の流域が結構あると思いますので。

【事業者】 すみません。プレック研究所の方からお答えさせていただきます。

【事業者】 予測地点の上流域全体を見たときに、この対象事業実施区域内の土地利用の変化がどう影響するかという観点で、その流域についての検討を行って、次回御報告できればと思います。

【田中修三委員】 はい。準備書の中では、言葉では書いてあるのですが、是非数字で示していただいて、この程度で収まるので影響は少ないという説得力のある評価書にしていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとは個別の質問なのですが、一つはスライド 78 ページの表です。この開催中というのは、恐らく色々な対策をとった前提での有効流出量だと思うのですが、ここには透水性舗装だとか、浸透柵、バイオスウェルといったものを全て、あるいは植栽も含めて、全ての効果を考慮して出した有効流出量ということでしょうか。これも全体的な話ですので、今お答えいただきたいと思います。

【事業者】 はい、よろしく願いします。流出量の変化に関しては、基本的には透水性舗装だとか、浸透トレンチ、バイオスウェルといったハード的なものの状況を加味しているということです。あとは土地利用の変化の状況によって流出係数が変わりますから、例えば樹林地として残す部分についてはそういった係数も入れてありますし、転圧された土地の場合にはその際の流出係数を入れてという形で、土地利用と設置する雨水浸透施設的能力等を加味した形で算出しています。

【田中修三委員】 はい、分かりました。準備書の 6.5-26 ページを見ていただきたいです。表 6.5-17(3)にスライドの 78 ページと同じものがあり、ここに括弧して「雨水浸透施設の効果を反映」と書いてあります。雨水浸透施設ですので、恐らく透水性舗装、それからバイオスウェルや植栽も含めて、その効果を反映しているのだろうと思うのですが、この雨水浸透施設という言葉の使い方です。この準備書の中では、その全部を雨水浸透施設として捉えている場合と、透水性舗装を除いて、あるいは植栽を除いた浸透柵やバイオスウェルを雨水浸透施設と呼んでいると違ってしまふような使い方と、雨水浸透施設という言葉の使い方がページによって、場所によって違っているように思いますので、それは統一をいただきたいと思います。

それと個別の質問で、回答は後日でもいいですけど、同じく準備書の 6.5-20 ページの表 6.5-11 に雨水流出係数を計算したものがあります。この開催中に対策前と対策後がありますが、この対策後というのは、この表の中では、透水性舗装は透水性舗装という項目が土地利用区分の中にありますので、当然考慮されていると思います。それから植栽もあるのですが、それ以外の浸透柵やバイオスウェルというのは、この表の中で考慮されてないのでしょうか。

- 【事業者】 ありがとうございます。この 6.5-20 ページの表の中では、浸透枵ですとかバイオスウェル、それから浸透トレンチみたいなものは効果として計算せず、先ほどお話があった 6.5-26 ページのところで、それを考慮した形でどれだけ減るのかといった形で整理させていただいております。
- 【田中修三委員】 それは何か特別な理由がございますか。
- 【事業者】 特別な理由はございません。整理の過程で、こういう整理の仕方をしたということでございます。
- 【田中修三委員】 例えばこの表を見ると、大門川が非常に大きいのですが、整備前の流出係数が 0.50 で、対策前が 0.89 に上がって、対策をとることによって 0.71 になります。確かに 0.89 から 0.71 に低下しているのですが、整備前の 0.5 から比べると結構大きくなっているわけです。これはあくまでも透水性舗装と植生だけの効果を見た場合はこうなるということですね。誤解を招く恐れが、むしろマイナスの印象を持ってしまうと感じたものですから、もしそうであれば、ここは浸透枵や浸透トレンチというものは含まない値だとはっきりと書いていただいた方が、誤解を招かないのではないかと思います。
- 【事業者】 ありがとうございます。私どもの整理が分かりづらくて大変申し訳ございません。これについては、しっかり整理しまして、評価書の中ではそういったことが分かるような表現をしっかりと入れさせていただいて、誤解のないような形で整理させていただければというふうに考えます。
- 【田中修三委員】 それともう一つ、この透水性舗装は駐車場の半分、50%を工事したという前提で影響評価をされていると思います。それは良いのですが、実際に建設工事をするときにそれがしっかりと実施されるように、実際は 30%しか透水性舗装をしなかったとか、そういうことにならないようにしっかりとどこかに明記しておいていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。多い分には一向に構いません。
- 【奥会長】 では、今の点よろしくをお願いします。
- 【事業者】 ありがとうございます。しっかりとその辺は書かせていただきますし、50%というものではなくて、やれる範囲はしっかりとやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
- 【田中修三委員】 どうもありがとうございます。
- 【奥会長】 はい、よろしいでしょうか。
- では、田中伸治委員で今日は最後にさせていただきたいと思っております。田中伸治委員、お願いします。
- 【田中伸治委員】 はい、御説明ありがとうございました。少し大きい点が 1 点、あとは個別の細かい点になります。
- まず一つ目は、スライドでは 119 ページで御説明いただいたと思いますが、地域社会の交通の予測のところになります。予測の方法として、ここには「実態に即した予測となるよう既存資料ではなく」という書かれ方をしているのですが、本編の方ですと、準備書の 6.7-69 ページ、あるいは資料編で資 1.8-46 ページの方を見ますと、転換率式併用 QV 分割配分手法といった方法を探られたように理解したのですが、これは方法書の審議の段階で出てきてない方法だと思うのですが、これを使うことがどうしてなのかということと、これを使ってこの準備書で予測をしていいのかといった辺りをお聞きしたいのですけ

ど、いかがでしょうか。

【奥会長】 はい。重要な点ですので、お願いいたします。

【事業者】 御質問いただきましてありがとうございます。様々な交通の予測のシミュレーションがある中でですね、私どもの方でこれを採用させていただいたのは、博覧会にはかなり広域から皆さんいらっしゃるということがありますので、それに適した手法で検討したいということで、この手法を選んだところでございます。一方で出入口だとか、直近の部分のところについての情報に関しては、この方法を補うような形で、別途、渋滞長であったりですとか、そういったところはシミュレーションして、数字を算出している形を取らせていただいております。

【田中伸治委員】 その方法が、方法書審議の段階から変わったことについてはなぜですか。

【事業者】 その手法がということですが、その辺はまたちょっと整理して次回以降にまたもう一度、お答えさせていただけないでしょうか。

【田中伸治委員】 はい、分かりました。アセスのプロセスにも関わる内容かと思っておりますので、しっかり御説明いただきたいと思っております。

では、個別のことをいくつか申し上げるのですが、パークアンドライドで会場から離れたところにも駐車場を設けるということで、今回、青葉インター付近の場所を一つお示しいただきました。こちらについては、このような予測をしていただいたことでよかったと思うのですが、その他の場所についても、やはりこれは示していただきたいと思っておりますので、決まり次第、こちらのアセスの場で御説明いただきたいと思っております。

続きまして、資料で言いますと、126ページのスライドですかね、交差点の評価、需要率の評価をしていただいております。この中の地点12が限界需要率を超えている。特に中身を見ますと、東からの流入の車両による右折で交通容量比が1.0を超えているように、資料編などを見ますと分かるのですが、これがどのくらい超えているかというところを見ると、滞留長が348mという計算結果が出ていまして、この滞留長を延ばすとおそらく駐車場の出入口を超えてしまうような滞留長になっているかと思っております。さらにですね、計算内容を見ますと、右折する車と同時に横断歩道で青が出ているのですが、歩行者の影響を考慮されていないようなので、これをきちんと考慮すると更に影響は大きくなるかなというふうに思っております。こういった検討内容、それから評価をしているのかという辺りを、御説明いただきたいなと思っております。

それから同じページの地点11については、これは信号がない交差点のようなのですが、バスターミナルの出入口になるかと思っております。信号がない交差点の場合の予測方法というものを採用しているかと思うのですが、その計算過程が見た限りでは確認できなかったのですが、資料編の方も一通り見たのですが、地点11に関しての計算内容というのが確認できなかったのですが、これを示していただきたいと思っております。かつ無信号交差点での評価なのですが、もしかするとその評価に使ったパラメータが乗用車のものではないかなと思っております。ここはバスターミナルの入口なので、かなりの割合で大型車のバスが使うところだと思います。その場合はきちんとそういった大型車が、例えば無信号

交差点なので、本線の車両の間を縫って流入するということが必要なのですけれども、当然大型車はその時間が乗用車よりも余分にかかります。素早く動けませんから。そういったことをきちんと反映した上で、評価をしてもらう必要があるかなというふうに思います。

続いて、駐車場に関してなのですが、その次の 127 ページのスライドになりますが、出入口が 3箇所ということで、滞留長の数値などを示していただいて大きな影響はないというお話だったのですけれども、各出入口のピーク時の流入台数というのが本編の方などにありまして、出入口 1 がピーク時は 1 時間当たり 714 台、出入口 2 は 1 時間当たり 577 台ということのようです。一方、出入口 1、2 とも 8 秒に 1 台、車が入れるという設定で計算されているのですけれども、これですと 1 時間に 450 台しか入れないということになりまして、例えば出入口 1 ですと 260 台分足りないということになります。ですので、1 時間経ちますと、そのピーク時 1 時間で 260 台分がまだ入れずに並んでいるはずなのですけれども、出入口 1 の滞留長 69m というのはどうしても計算が合わないのです、多分、予測のやり方を誤っていると思います。

参照されている経済産業省の「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」というものですが、ここに滞留長の計算方法が書いてあるのですが、その前提として、その大店立地の指針の 8 ページを御覧いただくと分かるのですが、「各出入口における入庫処理能力がピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数を上回るような駐車場形式を選定することが必要である」というふうにありますので、まず、714 台とか、577 台という数字が 450 台を上回っている時点で NG なのですね。ここがきちんと 450 台を下回るような台数になった上で、滞留長を計算していただくのが正しいかと思います。これについては修正していただく必要があらうかと思います。

あとはですね、シャトルバスの関係です。(スライド) 131 ページで、4 つの駅で合計 1 日当たり 2,600 台という台数なのですけれども、質問の一つは、これ以外に、空港などからの直行バスというのが検討されているようなのですけれども、それらの台数がどのくらいのボリュームになるのかということと、それについても、この周辺道路の評価、交差点の評価などに考慮する必要があるかと思いますので、その辺りが考慮されているのかいないのかといったことを明確にさせていただく必要があらうかと思います。

それから、各駅でこういったシャトルバスを発着させる必要があつて、それについてはまだ未定ということで、次のページ(スライド 132 ページ)に概念だけ示していただいているのですけれども、ここについてもやはり本当に発着できるかという検討は、この審議の中でもう少し先の日になるかもしれませんけれども、示していただく必要があらうかなというふうに思います。例えば、十日市場の駅ですと 1 日当たり延べ 900 台ということなので、出発と到着で 900 台ということかと考えると、450 台出発させなければいけないのですけれども、例えば、先ほどの大店立地の指針の中でも示されているような典型的なピーク率というのが 14.4%とありまして、ピーク時、1 時間当たりでこれを計算すると 62、3 台になるということなのですけれども、本当に 1 時間に 60 台、1 分に 1 台が発着できるようなバース数とか、乗り降りの方法というのが

確保できるのかと、この辺りもそれぞれの駅できちんと予測評価をしていただく必要があるかと思えます。以上になります。

【奥会長】 はい、ありがとうございます。今、6点御指摘いただきましたので、それぞれの御指摘に対しての正確な回答については御準備いただいて、次回以降お示しくくださるよう事業者の方をお願いいたします。

会場の使える時間が限られてしまっているということなので、ここで質問の方は打ち切らせていただきます。まだまだ質問し足りないといひますか、多々あるかと思えますけれども、そちらについては次回以降も継続審議ということで、お願いできればと思ひます。

それでは、事業者の皆様どうもありがとうございました。御退出をお願いいたします。

【事業者】 ありがとうございます。
(事業者退出)

オ 審議

【奥会長】 出し切れなかった御質問等については、メールで事務局にお寄せいただくということで大丈夫ですか。

【事務局】 よろしくお願ひいたします。

【奥会長】 それでいいですか。

【事務局】 今日御出席された委員の方でもう少し御質問をとひうことがあれば、事務局の方にお寄せいただきたいと思ひますし、継続審議でございますので、また次回という形もござひますとひうことを御了承ください。

【奥会長】 はい。では、次回直接御発言いただひても、事前にメールでいただひてもいいということですね。事業者の方は退室されましたか。

【事務局】 事業者の方、退室いたしました、失礼いたしました。

【奥会長】 では、審議の時間はないのですけれども、今日この場で是非とも言っでおかなければいけないとひうことがありましたら、いただきますがよろしいですか。他に御意見がないようでしたら、本件に関する調査審議は、これで本日は終了とさせていただきます。本日の審議内容については、後日会議録案で御確認いただきますようお願ひいたします。

以上をもちまして、本日予定されていた議事は終了いたしましたので、事務局にお返しいたひます。

【事務局】 はい、本日の審議については終了いたしました。傍聴の方は御退室をお願いいたします。

(傍聴者退出)

資 料 ・ 2027年国際園芸博覧会に係る環境影響評価準備書について（諮問） 事務局資料

・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書に係る手続について 事務局資料

・ 2027年国際園芸博覧会 環境影響評価準備書の概要 事業者資料